

大分県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

項目	令和3年度	概ね10年後 (令和15年度)
耕地面積(①)	54,500ha	51,400ha
うち担い手が利用する面積(②)	23,920ha	46,200ha
○認定農業者	3,828経営体	3,500経営体
うち個人	3,097経営体	2,400経営体
うち法人	731経営体	1,100経営体
○集落営農	568組織	680組織
○認定新規就農者	253経営体	250経営体
②/①	43.9%	90%

2 1以外の農地の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

項目	令和3年度	概ね10年後
担い手の利用する団地(連続して作業ができるほ場)の平均面積	—	5ha
遊休農地面積	11,457ha	0ha
うち再生可能	3,324ha	0ha
うち再生不能	8,132ha	—

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 農地中間管理機構（以下「機構」という。）を担い手への農地の集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、市町村、農業委員会、関係協議会、関係団体等と密に連携して、最大限に活用することとする。
- (2) 農地中間管理事業は、地域計画の内容を尊重し、その作成・見直しと連動させることにより、効率的かつ効果的に推進するものとする。

4 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 機構は、原則として、農地の出し手または受け手との交渉、手続等の業務を市町村に委託するとともに、農用地利用集積等促進計画の案の作成を依頼することとする。
- (2) 機構が市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等にその業務の一部を委託しようとするときは、業務実施体制、業務実績の状況等が妥当であると認められるものに、適切と認められる範囲内で委託を認めることとする。

5 農地中間管理事業に関する啓発普及

県及び機構は、県及び市町村の広報媒体等を積極的に利用し、農地の出し手または受け手となる可能性のある者に対し、農地中間管理事業に係る情報の周知を図る。

また、地域計画の作成・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について、積極的に周知する。

6 県、市町村、農業関係団体、日本政策金融公庫及び農地中間管理機構の連携及び協力

機構は、県、市町村、農業関係団体及び日本政策金融公庫の関係者で構成される会議を開催し、密接な連携及び協力の下に農地中間管理事業の積極的な活用を推進する。